

安城市博物館協議会委員募集要項

1 趣旨

博物館長の諮問機関として設置している「安城市博物館協議会」で、博物館の運営などに関する事項について調査及び審議し、意見を述べる。

博物館法〔博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)〕(抜粋)

(博物館協議会)

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例〔昭和60年6月28日安城市条例第38号〕(抜粋)

(博物館協議会)

第13条 法第20条第1項の規定により、博物館に安城市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民

3 委員の定数は、6人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

2 応募資格 次の条件をすべて満たす人。

- (1) 平成17年4月1日以前に生まれた人
- (2) 安城市歴史博物館の企画展等を観覧しており、博物館及び歴史に関心のある人
- (3) 任期中、原則として平日の昼間に年3回程度(5月・10月・1月の予定、1回の会議時間は2時間程度)開催する博物館協議会に出席できる人
- (4) 応募の日現在で、安城市の他の審議会などの委員を3つ以上兼務していないこと。ただし、任命日までに解任されている審議会等は除く。
- (5) 市内在住・在勤・在学・市内で活動する人

3 募集人数

1人

4 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

5 応募期間

令和6年10月18日（金）から11月15日（金）午後5時まで

6 応募方法

歴史博物館1階受付及び博物館ホームページ上で配布する所定の応募書類〔①応募申込書、②小論文〕を記入の上、歴史博物館へ提出してください。
（歴史博物館は月曜日休館で、配布時間は午前9時～午後5時）

7 提出方法

- (1) 持参の場合 歴史博物館事務室（開館時間内で受付）
- (2) 郵送の場合 〒446-0026 安城市安城町城堀30番地
安城市歴史博物館（最終日当日の消印のあるものまで有効）
- (3) FAXの場合 0566-77-6600（最終日は午後5時まで受付）
- (4) Eメールの場合 bunkashinko@city.anjo.lg.jp へ、メールの題名を
「委員公募」と記入（最終日は午後5時まで受付）

※ 応募書類は選考のためにのみ使用し、理由を問わず返却しません。

8 選考方法

書類〔応募申込書・小論文〕及び面接〔令和6年12月17日（火）に実施予定〕で、公募委員を決定します。応募者には面接時刻を後日通知します。

面接の審査結果は合否にかかわらず、令和6年12月26日（木）までに、応募者全員に直接通知します。

9 問い合わせ先

安城市歴史博物館（電話：0566-77-6655／担当：杉山）